

○環境省の内部組織に関する訓令
(平成13年1月6日環境省訓令第1号)

改正 平13訓39、訓48、訓55、
平14訓5、訓9、訓11、訓12、訓14
平15訓14、訓18、訓34
平16訓5、訓6、訓9、訓11
平17訓7
平18訓1
平19訓11、訓12、訓13
平20訓1、訓14
平21訓8
平22訓8
平23訓6、訓10、訓14
平24訓7、訓13、訓16、訓28、訓51、訓53
平25訓13、訓19、訓20
平26訓16、訓26
平27訓9、訓12、訓22
平28訓8、訓12、訓15
平29訓4、訓9、訓10、訓12
平30訓7
平31訓6
令元訓8
令2訓12、訓21
令3訓3、訓9
令4訓4、訓10
令5訓9
令6訓3
令6訓10
令7訓9、訓15、訓16
令8訓4

(通則)

第1条 環境省の内部部局の組織については、環境省設置法（平成11年法律第101号）、環境省組織令（平成12年政令第256号）及び環境省組織規則（平成13年環境省令第1号）に定めるところによるほか、この訓令の定めるところによる。

(総合環境政策統括官グループ)

第2条 大臣官房に、総合政策課、環境経済課及び環境影響評価課の事務を分掌する局に準ずる組織として、総合環境政策統括官グループを置く。

2 総合環境政策統括官は、命を受けて、総合環境政策統括官グループの事務を掌理する。

3 官房長は、総合環境政策統括官に総合環境政策統括官グループの事務の掌理を委ねることができる。

(地域脱炭素推進審議官グループ)

第3条 大臣官房に、地域政策課、地域脱炭素事業推進課及び第48条第1項に規定する地域脱炭素政策調整担当参事官室の事務を分掌する部に準ず

- る組織として、地域脱炭素推進審議官グループを置く。
- 2 地域脱炭素推進審議官は、命を受けて、地域脱炭素推進審議官グループの事務を掌理する。
 - 3 官房長は、地域脱炭素推進審議官に地域脱炭素推進審議官グループの事務の掌理を委ねることができる。

(地域脱炭素政策調整担当参事官)

- 第4条 大臣官房に、地域脱炭素政策調整担当参事官1人を置く。
- 2 地域脱炭素政策調整担当参事官は、地方公共団体が行う地域の脱炭素化に関する施策に関する関係行政機関の事務の調整に関する事務をつかさどる。

(地域脱炭素企画官)

- 第5条 大臣官房に、地域脱炭素企画官2人を置く。
- 2 地域脱炭素企画官は、地域脱炭素推進審議官のつかさどる事務のうち、再生可能エネルギーの利用等による地方公共団体が行う地域の脱炭素化に関する施策の促進に関する重要事項の企画及び立案並びに調整に関する事務を処理する。

(放射線健康管理担当参事官)

- 第6条 大臣官房環境保健部に、放射線健康管理担当参事官を置く。
- 2 放射線健康管理担当参事官は、命を受けて、公害に係る健康被害の補償及び予防に関する事務のうち重要事項に係るものをつかさどる。

(特別交渉官)

- 第7条 地球環境局に、特別交渉官1人を置く。
- 2 特別交渉官は、地球環境局の所掌事務に関する情報の収集及び分析、関係国の政府等との連絡及び協議等並びに政策の企画及び立案を行う。

(地球環境問題交渉官)

- 第8条 地球環境局に、地球環境問題交渉官を置く。
- 2 地球環境問題交渉官は、地球環境局の所掌事務のうち、地球温暖化（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。）第2条第1項に規定する地球温暖化をいう。次条第2項第1号において同じ。）の防止を目的とする外国、国際機関等との調整及び交渉に関する重要事項に係るものに参画する。

(国際脱炭素移行推進・環境インフラ担当参事官)

- 第9条 地球環境局に、国際脱炭素移行推進・環境インフラ担当参事官を置く。
- 2 国際脱炭素移行推進・環境インフラ担当参事官は、命を受けて、第一号及び第二号に掲げる事務を分掌し、並びに第三号に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 地球温暖化の防止に関する国際協力に関する事務のうち重要事項に係るもの。
 - 二 環境省の所掌事務に係る国際協力に関する事務の総括に関する事務のうち重要事項に係るもの。
 - 三 中間貯蔵・環境安全事業株式会社の行う独立行政法人国際協力機構の委託に基づく開発途上地域からの技術研修員に対する研修及びこれに附

帯する業務に関すること。

(廃棄物規制担当参事官)

第10条 環境再生・資源循環局に、廃棄物規制担当参事官を置く。

2 廃棄物規制担当参事官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 特定有害廃棄物等（特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成4年法律第108号）第2条第1項に規定する特定有害廃棄物等をいう。）の輸出、輸入、運搬及び処分の規制に関すること。

二 産業廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。第118条第2項において同じ。）の排出の抑制及び適正な処理に関すること（総務課、資源循環課及び廃棄物適正処理推進課の所掌に属するものを除く。）。

三 廃棄物（廃棄物処理法第2条第1項に規定する廃棄物をいう。次条第2項第6号を除き、以下同じ。）の処理に関する基準に関すること（資源循環課の所掌に属するものを除く。）。

四 爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物の適正な処理に関すること（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）第2条第1項に規定するポリ塩化ビフェニル廃棄物をいう。第11条第2項第3号及び第121条第2項において同じ。）の確実かつ適正な処理の推進に関するものを除く。第119条第2項において同じ。）。

五 有害使用済機器（廃棄物処理法第17条の2第1項に規定する有害使用済機器をいう。）の保管、処分及び再生の規制に関すること。

六 船舶の再資源化解体（船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平成30年法律第61号）第2条第1項に規定する再資源化解体をいう。）の適正な実施に関する基準等の策定及び規制等に関すること。

七 独立行政法人環境再生保全機構の行う業務（廃棄物処理法第8条の5第3項（廃棄物処理法第15条の2の4において準用する場合を含む。）の規定による維持管理積立金の管理に係ることに限る。）に関すること。

(環境再生担当参事官)

第11条 環境再生・資源循環局に、環境再生担当参事官を置く。

2 環境再生担当参事官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 環境の保全に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（原子炉の運転等（原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年法律第147号）第2条第1項に規定する原子炉の運転等をいう。）に起因する事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処（以下「原子力災害からの環境の再生」という。）に関することに限る。）。

二 環境の保全に関する関係行政機関の事務の調整に関すること（原子力災害からの環境の再生に関することに限る。）。

三 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理の推進に関すること（資源循環課の所掌に属するものを除く。）。

四 廃棄物の処理に伴い環境の保全上の支障が生じた場合における当該支障の除去に関すること。

五 災害により生じた廃棄物の適正な処理に関すること（当該廃棄物の処理のための補助に係るもの及び資源循環課の所掌に属するものを除く。）。

- 六 原子力災害からの環境の再生に関すること（廃棄物処理法第2条第1項に規定する廃棄物の適正な処理に係るもの並びに復興再生利用・最終処分戦略担当参事官及び復興再生利用・最終処分事業推進担当参事官の所掌に属するものを除き、原子炉の運転等に起因する事故により放出された放射性物質により汚染された廃棄物の適正な処理に係るものに関しては、当該廃棄物の適正な処分のための施設の整備及び管理に関することに限る。以下第126条第2項第1号において同じ。）。
- 七 環境再生・資源循環局の所掌事務に関する原子力災害からの環境の再生に係る技術の総括に関すること。
- 八 中間貯蔵・環境安全事業株式会社の行う中間貯蔵・環境安全事業株式会社法（平成15年法律第44号）第7条第1項第1号から第3号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務に関すること。

（復興再生利用・最終処分戦略担当参事官）

第12条 環境再生・資源循環局に、復興再生利用・最終処分戦略担当参事官を置く。

- 2 復興再生利用・最終処分戦略担当参事官は、除去土壌（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年法律第110号。以下「放射性物質汚染対処特措法」という。）第2条第4項に規定する除去土壌をいう。以下同じ。）の復興再生利用（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成23年環境省令第33号。以下「放射性物質汚染対処特措法施行規則」という。）第58条の4に規定する復興再生利用をいう。以下同じ。）及び福島県内除去土壌等（中間貯蔵・環境安全事業株式会社法第2条第2項に規定する福島県内除去土壌等をいう。以下同じ。）の最終処分（中間貯蔵・環境安全事業株式会社法第2条第3項に規定する最終処分をいう。以下同じ。）に係る企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

（復興再生利用・最終処分事業推進担当参事官）

第13条 環境再生・資源循環局に、復興再生利用・最終処分事業推進担当参事官を置く。

- 2 復興再生利用・最終処分事業推進担当参事官は、除去土壌の復興再生利用及び福島県内除去土壌等の最終処分に係る事業の推進に関する事務をつかさどる。

（復興再生利用・最終処分規制審査企画官）

第14条 環境再生・資源循環局に、復興再生利用・最終処分規制審査企画官を置く。

- 2 復興再生利用・最終処分規制審査企画官は、命を受けて、除去土壌（放射性物質汚染対処特措法第2条第4項に規定する除去土壌をいう。）の復興再生利用及び最終処分に関する基準（放射性物質汚染対処特措法施行規則第58条の3及びちあ58条の4で定める基準をいう。以下同じ。）の策定及び当該基準への適合性に係る審査に関する事務のうち重要事項の企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

（復興再生利用・最終処分規制審査調整官）

第15条 環境再生・資源循環局に、復興再生利用・最終処分規制審査調整官を置く。

2 復興再生利用・最終処分規制審査調整官は、命を受けて、除去土壌の復興再生利用及び最終処分に関する基準の策定及び当該基準への適合性に係る審査に関する事務のうち重要事項の企画及び立案並びに調整に関する事務を処理する。

(越境移動情報分析官)

第16条 環境再生・資源循環局に、越境移動情報分析官を置く。

2 越境移動情報分析官は、高度の専門的な知識経験に基づく有害廃棄物等の越境移動に関する情報の収集、分析等を行うことにより、環境の保全に関する基本的な政策の企画及び立案（有害廃棄物等の越境移動に係るものに限る。）の支援を行う。

(課長補佐、室長補佐及び参事官補佐)

第17条 別に定める課（環境省組織規則及びこの訓令に規定する室（第3項に規定する参事官室を除く。以下単に「室」という。）を含む。）に課長補佐（室においては、室長補佐。以下同じ。）を置く。

2 課長補佐は、課長（室においては、室長。以下同じ。）を補佐し、係長又は主査を指揮監督し、課（室を含む。）の事務を処理する。

3 この訓令に規定する参事官室（以下単に「参事官室」という。）に、参事官補佐を置く。

4 参事官補佐は、第4条第1項に規定する地域脱炭素政策調整担当参事官、第6条第1項に規定する放射線健康管理担当参事官、第9条第1項に規定する国際脱炭素移行推進・環境インフラ担当参事官、第10条第1項に規定する廃棄物規制担当参事官、第11条第1項に規定する環境再生担当参事官、第12条第1項に規定する復興再生利用・最終処分戦略担当参事官復興又は第13条第1項に規定する再生利用・最終処分事業推進担当参事官を補佐し、係長又は主査を指揮監督し、参事官室の事務を処理する。

5 課長補佐及び参事官補佐の定数は、別に定める。

(専門官)

第18条 別に定める課（室及び参事官室を含む。以下同じ。）に、専門官を置く。

2 専門官は、課長若しくは参事官を助け、専門的知識経験に基づく意見を述べ、又は専門的事務を処理する。

3 専門官の定数及び名称は、別に定める。

(係及び係長)

第19条 課に、係を置く。

2 係に、係長を置く。

3 係長は、その係に属する職員を指揮監督し、係の事務を掌理する。

4 係の定数及び名称は、別に定める。

(主査)

第20条 別に定める課に、主査を置く。

2 主査は、上司の命を受け、課の事務を処理する。

3 主査の定数は、別に定める。

(主任)

第21条 係(科を含む。次項において同じ。)に、主任を置くことができる。

2 主任は、係長(科においては、科長)を助け、係の事務を処理する。

3 主任の定数は、別に定める。

(秘書官事務取扱、副大臣秘書事務取扱及び大臣政務官秘書事務取扱)

第22条 大臣官房秘書課に、秘書官事務取扱1人、副大臣秘書事務取扱2人及び大臣政務官秘書事務取扱2人を置く。

2 秘書官事務取扱、副大臣秘書事務取扱及び大臣政務官秘書事務取扱は、大臣官房秘書課長を助け、それぞれ大臣、副大臣及び大臣政務官の機密に関する事務を処理する。

(女性職員活躍・WLB推進担当官)

第23条 大臣官房秘書課に、女性職員活躍・WLB推進担当官を置く。

2 女性職員活躍・WLB推進担当官は、女性職員の活躍及びワークライフバランスの推進に関する事務をつかさどる。

(公共資産調査・研究官)

第24条 大臣官房秘書課に、公共資産調査・研究官1人を置く。

2 公共資産調査・研究官は、高度の専門的な知識経験に基づく国立公園内の環境省所管の国有財産に関する適正な管理・運営手法の調査及び研究を行うことにより、国有財産部局の基本的な政策の企画及び立案の支援を行う。

(人材育成・業務改革推進室)

第25条 大臣官房秘書課に、人材育成・業務改革推進室を置く。

2 人材育成・業務改革推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 職員の育成に関する企画及び立案に関すること

二 業務改革その他の環境省の事務能率の増進に関する事務のうち特定事項に関すること

3 人材育成・業務改革推進室に、室長を置く。

(人材育成・業務改革推進企画官)

第26条 大臣官房秘書課人材育成・業務改革推進室に、人材育成・業務改革推進企画官1人を置く。

2 人材育成・業務改革推進企画官は、大臣官房秘書課人材育成・業務改革推進室の所掌事務に関する重要事項の企画及び立案並びに調整に関する事務を処理する。

(人事企画官)

第27条 大臣官房秘書課に、人事企画官2人を置く。

2 人事企画官は、環境省の職員の人事管理に関する特定事項について、調整及び関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

(政策企画調査官)

第28条 大臣官房総務課に、政策企画調査官1人を置く。

2 政策企画調査官は、大臣官房総務課の所掌事務に関する重要事項の調査、企画及び立案に関する事務をつかさどる。

(企画調査官)

第29条 大臣官房総務課に、企画調査官2人を置く。

2 企画調査官は、大臣官房総務課の所掌事務に関する企画、立案及び調整に関する事務をつかさどる。

(業務改革推進官)

第30条 大臣官房総務課に、業務改革推進官を置く。

2 業務改革推進官は、大臣官房総務課の所掌事務に関する事務能率の増進に関する企画、立案及び調整に関する事務をつかさどる。

(公文書監理室)

第31条 大臣官房総務課に、公文書監理室を置く。

2 公文書監理室は、環境省の所掌事務に関する公文書類の管理並びにこれに関連する情報の公開及び個人情報保護の適正な実施の確保に関する事務をつかさどる。

3 公文書監理室に、室長を置く。

(国会連絡室)

第32条 大臣官房総務課に、国会連絡室を置く。

2 国会連絡室は、国会との連絡に関する事務をつかさどる。

3 国会連絡室に、室長を置く。

(環境情報室)

第33条 大臣官房総務課に、環境情報室を置く。

2 環境情報室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 環境省の情報システムの整備及び管理に関すること。

二 国立国会図書館支部環境省図書館に関すること。

三 環境省の所掌事務に関する情報(統計を除く。)の整理及び提供に関する事務の総括に関すること。

四 環境省の所掌事務のデジタル化に関する事務の総括に関すること。

3 環境情報室に、室長を置く。

(デジタル戦略企画官)

第34条 大臣官房総務課環境情報室に、デジタル戦略企画官1人を置く。

2 デジタル戦略企画官は、環境省の所掌に係る情報処理に関連する技術の利用の促進に関する事務のうち、情報処理システムの高度利用及び戦略的な利用の促進に関する企画、立案及び推進に関する事務をつかさどる。

(危機管理・災害対策室)

第35条 大臣官房総務課に、危機管理・災害対策室を置く。

2 危機管理・災害対策室は、環境省の所掌事務に係る危機管理・災害対策に関する事務(カウンターインテリジェンスに関するものを含む。)の総括に関する事務をつかさどる。

3 危機管理・災害対策室に、室長を置く。

(監査指導室)

第36条 大臣官房会計課に、監査指導室を置く。

2 監査指導室は、経費及び収入の決算及び会計（債権の管理、歳入の徴収及び歳入歳出外現金の出納に限る。）並びに会計の監査に関する事務をつかさどる。

3 監査指導室に、室長を置く。

（庁舎管理室）

第37条 大臣官房会計課に、庁舎管理室を置く。

2 庁舎管理室は、環境省所管の行政財産の管理及び建築物の営繕（いずれも庁舎移転に関するものに限る。）並びに庁内の管理に関する事務をつかさどる。

3 庁舎管理室に、室長を置く。

（会計戦略企画官）

第38条 大臣官房会計課に、会計戦略企画官を置く。

2 会計戦略企画官は、大臣官房会計課の所掌事務に関する特定事項について、調査及び関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

（業務改革推進官）

第39条 大臣官房会計課に、業務改革推進官を置く。

2 業務改革推進官は、大臣官房会計課の所掌事務に関する事務能率の増進に関する企画、立案及び調整に関する事務をつかさどる。

（政策企画官）

第40条 大臣官房総合政策課、大臣官房地域政策課、大臣官房環境保健部企画課、地球環境局総務課、水・大気環境局総務課、自然環境局総務課及び環境再生・資源循環局総務課に政策企画官1人を置く。

2 政策企画官は、各課の所掌事務に関する重要事項の企画、立案及び調整に関する事務をつかさどる。

（政策調整官）

第41条 大臣官房総合政策課に、政策調整官2人を置く。

2 政策調整官は、命を受けて、環境基本計画（環境基本法（平成5年法律第91号）第15条第1項に規定する計画をいう。以下同じ。）に関する事務のうち重要事項の企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

（環境統計分析官）

第42条 大臣官房総合政策課に、環境統計分析官1人を置く。

2 環境統計分析官は、高度の専門的な知識経験に基づく環境統計・環境情報の加工及び分析等を行うことにより、環境の保全に関する基本的な政策の企画及び立案の支援を行う。

（ナッジ戦略企画官）

第43条 大臣官房総合政策課企画評価・政策プロモーション室に、ナッジ戦略企画官1人を置く。

2 ナッジ戦略企画官は、環境省組織規則第3条第2項第1号の事務のうちナッジの手法（行動科学の知見の活用により、人々の行動変容を促す手法をいう。）の戦略的な活用による政策の企画及び立案並びに調整に関する

事務を処理する。

(環境計画室)

第44条 大臣官房総合政策課に、環境計画室を置く。

2 環境計画室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 環境基本計画に関すること。

二 環境の状況及び政府が環境の保全に関して講じた施策に関する報告並びに政府が当該報告に係る環境の状況を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書に関すること。

三 地球環境保全等に関する関係行政機関の経費の見積りの方針の調整に関すること。

四 環境省所管の統計調査の実施状況に関する点検・調査に関すること。

3 環境計画室に、室長を置く。

(民間活動支援室)

第45条 大臣官房総合政策課に、民間活動支援室を置く。

2 民間活動支援室は、事業者、国民又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う環境の保全に関する活動の促進に関する事業の実施に関する事務をつかさどる。

3 民間活動支援室に、室長を置く。

(原子力規制組織等改革担当室)

第46条 大臣官房総合政策課に、原子力規制組織等改革担当室を置く。

2 原子力規制組織等改革担当室は、原子力利用における安全の確保に係る事務を所掌する行政組織に関する検討に係る事務をつかさどる。

3 原子力規制組織等改革担当室に、室長を置く。

(環境研究評価調整官)

第47条 大臣官房総合政策課に、環境研究評価調整官1人を置く。

2 環境研究評価調整官は、環境の保全に関する研究に係る競争的研究資金の制度及び研究課題の評価等に関する事項の企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

(国際ルール形成・環境ビジネス戦略室)

第48条 大臣官房環境経済課に、国際ルール形成・環境ビジネス戦略室を置く。

2 国際ルール形成・環境ビジネス戦略室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 環境省の所掌事務に係る国際標準化その他の環境ビジネスに係る国際ルール形成に関する事務の総括に関すること。

二 環境経済課の所掌事務に係る事業者等が自ら行う環境への負荷の低減のための取組の促進に関すること(環境金融の推進に係る政策の企画及び立案並びに推進に関する事務を除く。)

3 国際ルール形成・環境ビジネス戦略室に、室長を置く。

(環境影響評価審査推進調整官)

第49条 大臣官房環境影響評価課に、環境影響評価審査推進調整官1人を置く。

2 環境影響評価審査推進調整官は、発電事業に係る環境影響評価に関する審査の迅速化等に関する事項の企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

(地域循環共生圏推進室)

第50条 大臣官房地域政策課に、地域循環共生圏推進室を置く。

- 2 地域循環共生圏推進室は、地域循環共生圏の理念に基づく地域における環境の保全のための取組並びに地方公共団体が行う地域の脱炭素化に関する施策に関する人材育成及び連携の推進に関する事務をつかさどる。
- 3 地域循環共生圏推進室に室長を置く。

(地域循環共生推進企画官)

第51条 大臣官房地域政策課地域循環共生圏推進室に地域循環共生推進企画官1人を置く。

- 2 地域循環共生推進企画官は、地域循環共生圏推進室の所掌事務に関する重要事項の企画及び立案並びに調整に関する事務を処理する。

(地域脱炭素事業監理室)

第52条 大臣官房地域政策課に、地域脱炭素対策事業監理室を置く。

- 2 地域脱炭素対策事業監理室は、地域脱炭素推進審議官グループの事務に係る事業に関する事業監理及び事業の評価並びにその結果に基づく事業の監督及び指導に関する事務をつかさどる。
- 3 地域脱炭素対策事業監理室に室長を置く。

(地域脱炭素政策調整担当参事官室)

第53条 地域脱炭素政策調整担当参事官の下に、地域脱炭素政策調整担当参事官室を置く。

- 2 地域脱炭素政策調整担当参事官室は、地域脱炭素政策調整担当参事官のつかさどる事務を処理する。

(公害補償審査室)

第54条 大臣官房環境保健部企画課に、公害補償審査室を置く。

- 2 公害補償審査室は、公害健康被害補償不服審査会の庶務に関する事務をつかさどる。
- 3 公害補償審査室に、室長を置く。

(水俣病総合対策推進企画官)

第55条 大臣官房環境保健部企画課に水俣病総合対策推進企画官1人を置く。

- 2 水俣病総合対策推進企画官は、大臣官房環境保健部企画課長を助け、大臣官房環境保健部企画課の所掌事務のうち、水俣病対策に係る重要事項の企画及び立案並びに調整に関する事務を処理する。

(水俣・芦北地域振興等推進官)

第56条 大臣官房環境保健部企画課に水俣・芦北地域振興等推進官1人を置く。

- 2 水俣・芦北地域振興等推進官は、大臣官房環境保健部企画課の所掌事務のうち、熊本県水俣市、葦北郡芦北町及び同郡津奈木町等の振興、水俣病に係る普及啓発等に関する事項の企画及び立案並びに調整に関する事務を処理する。

(環境リスク評価室)

第57条 大臣官房環境保健部化学物質安全課に、環境リスク評価室を置く。

2 環境リスク評価室は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 ダイオキシン類(ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)第2条第1項に規定するダイオキシン類をいう。)の耐容一日摂取量(同法第6条第1項に規定する耐容一日摂取量をいう。)に関すること。
- 二 環境保健部の所掌事務に係る発生機構が未解明な化学物質汚染(人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがある化学物質による環境の汚染であってその発生機構が一般的に明らかになっていないものをいう。)に関する調査、研究及び評価に関する事務(化学物質の審査及び製造、輸入、使用その他の取扱いの規制に係るものを除く。)のうち環境リスク(環境の保全上の支障を生じさせるおそれをいう。)の評価に関すること。

3 環境リスク評価室に、室長を置く。

(水銀・化学物質国際室)

第58条 大臣官房環境保健部化学物質安全課に、水銀・化学物質国際室を置く。

2 水銀・化学物質国際室は、環境省組織令第23条の事務のうち水銀による環境の汚染の防止に関する法律(平成27年法律第42号)の施行並びに国際協力、国際機関及び国際会議及び海外との連絡に関する事務をつかさどる。

3 水銀・化学物質国際室に、室長を置く。

(環境リスク情報分析官)

第59条 大臣官房環境保健部化学物質安全課に、環境リスク情報分析官1人を置く。

2 環境リスク情報分析官は、高度の専門的な知識経験に基づく化学物質の環境リスクに関する調査、研究、情報の収集及び分析等を行うことにより、環境の保全に関する基本的な政策の企画及び立案並びに事務及び事業の実施(化学物質の環境リスクに係るものに限る。)の支援を行う。

(化学物質安全企画官)

第60条 大臣官房環境保健部化学物質安全課に、化学物質安全企画官1人を置く。

2 化学物質安全企画官は、大臣官房環境保健部化学物質安全課の所掌事務のうち、化学物質の安全に関する施策に係る重要事項の企画及び立案並びに調整に関する事務を処理する。

(放射線健康管理担当参事官室)

第61条 放射線健康管理担当参事官の下に、放射線健康管理担当参事官室を置く。

2 放射線健康管理担当参事官室は、放射線健康管理担当参事官のつかさどる事務を処理する。

(線量評価企画官)

第62条 放射線健康管理担当参事官室に、線量評価企画官1人を置く。

2 線量評価企画官は、放射線健康管理担当参事官のつかさどる事務のうち

、放射線の線量の評価に関する重要事項の企画及び立案並びに調整に関する事務を処理する。

(地球温暖化対策事業監理室)

第63条 地球環境局総務課に、地球温暖化対策事業監理室を置く。

2 地球温暖化対策事業監理室は、エネルギー対策特別会計に係る事業（エネルギー需給勘定に係るものに限る。）に関する監理、監督及び指導に関する事務（地球環境局の事務に係るものに限る。）をつかさどる。

3 地球温暖化対策事業監理室に、室長を置く。

(気候変動観測研究戦略室)

第64条 地球環境局総務課に、気候変動観測研究戦略室を置く。

2 気候変動観測研究戦略室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 温室効果ガスの観測に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二 温室効果ガスの観測に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

3 気候変動観測研究戦略室に、室長を置く。

(国際会議等業務室)

第65条 地球環境局総務課に、国際会議等業務室を置く。

2 国際会議等業務室は、国際会議（大臣が参加する重要なものに限る。）及び大臣の外国訪問に関する交通手段及び宿泊施設の手配等に関する事務をつかさどる。

3 国際会議等業務室に、室長を置く。

(排出・吸収インベントリ算定企画官)

第66条 地球環境局総務課脱炭素社会移行推進室に、排出・吸収インベントリ算定企画官1人を置く。

2 排出・吸収インベントリ算定企画官は、脱炭素社会移行推進室の所掌事務のうち、我が国における温室効果ガスの排出量及び吸収量の算定及び公表に関する重要事項の企画及び立案並びに調整に関する事務を処理する。

(脱炭素ライフスタイル推進室)

第67条 地球環境局地球温暖化対策課に、脱炭素ライフスタイル推進室を置く。

2 脱炭素ライフスタイル推進室は、環境省組織令第27条の事務のうち温室効果ガスの排出の抑制等のための生活様式の転換等に関する事務をつかさどる。

3 脱炭素ライフスタイル推進室に、室長を置く。

(住宅・建築物脱炭素化事業推進室)

第68条 地球環境局地球温暖化対策課に、住宅・建築物脱炭素化事業推進室を置く。

2 住宅・建築物脱炭素化事業推進室は、環境省組織規則第10条第2項第1号の事務のうち、住宅及び建築物の脱炭素化に係る事業の実施に関する事務をつかさどる。

3 住宅・建築物脱炭素化事業推進室に、室長を置く。

(地球温暖化対策事業企画官)

第69条 地球環境局地球温暖化対策課に、地球温暖化対策事業企画官1人を置く。

2 地球温暖化対策事業企画官は、エネルギー対策特別会計に係る事業に関する重要事項の企画及び立案並びに調整に関する事務を処理する。

(地球温暖化対策技術調整官)

第70条 地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室に、地球温暖化対策技術調整官1人を置く。

2 地球温暖化対策技術調整官は、地球温暖化対策事業室の所掌事務(住宅・建築物脱炭素化事業推進室の所掌に属するものを除く。)に関する技術的な重要事項の企画及び立案並びに調整に関する事務を処理する。

(地球環境情報分析官)

第71条 地球環境局国際連携課に、地球環境情報分析官1人を置く。

2 地球環境情報分析官は、高度の専門的な知識経験に基づく環境の保全を目的とする国際協力に関する情報の収集、分析等を行うことにより、環境省の所掌事務に係る国際協力に関する事務及び事業の支援を行う。

(中国環境情報分析官)

第72条 地球環境局国際連携課に、中国環境情報分析官1人を置く。

2 中国環境情報分析官は、高度の専門的な知識経験に基づく環境の保全を目的とする日中環境協力に関する情報の収集、分析等を行うことにより、環境省の所掌事務に係る日中環境協力に関する事務及び事業の支援を行う。

(国際戦略企画官)

第73条 地球環境局国際連携課に、国際戦略企画官1人を置く。

2 国際戦略企画官は、国際連携課の所掌事務に関する重要事項の企画及び立案並びに調整に関する事務を処理する。

(地球環境審議官補佐官)

第74条 地球環境局国際連携課に、地球環境審議官補佐官1人を置く。

2 地球環境審議官補佐官は、地球環境審議官を補佐し、環境省の所掌事務に係る地球環境保全に関する事務その他の事務のうち、国際的に取り組む必要がある事項に関する事務の処理に参画する。

(国際脱炭素移行推進・環境インフラ担当参事官室)

第75条 国際脱炭素移行推進・環境インフラ担当参事官の下に、国際脱炭素移行推進・環境インフラ担当参事官室を置く。

2 国際脱炭素移行推進・環境インフラ担当参事官室は、国際脱炭素移行推進・環境インフラ担当参事官のつかさどる事務を処理する。

(JCM 推進室)

第76条 国際脱炭素移行推進・環境インフラ担当参事官の下に、JCM 推進室を置く。

2 JCM 推進室は、国際脱炭素移行推進・環境インフラ担当参事官のつかさどる事務のうち、次に掲げるものをつかさどる。

一 二国間クレジット制度に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二 パリ協定第6条の活用に関する国際協力並びに国際機関、国際会議及び海外との連絡調整に関すること。

3 JCM推進室に、室長を置く。

(環境管理情報分析官)

第77条 水・大気環境局環境管理課に、環境管理情報分析官1人を置く。

2 環境管理情報分析官は、高度の専門的な知識経験に基づく大気・水・土壌汚染に関する調査、研究、情報の収集及び分析等を行うことにより、環境の保全に関する基本的な政策の企画及び立案の支援を行う。

(有機フッ素化合物対策室)

第78条 水・大気環境局環境管理課に、有機フッ素化合物対策室を置く。

2 有機フッ素化合物対策室は、環境管理課の所掌事務のうち有機フッ素化合物に関する事務をつかさどる。

3 有機フッ素化合物対策室に室長を置く。

(環境創造室)

第79条 水・大気環境局環境管理課に、環境創造室を置く。

2 環境創造室は、環境管理課の所掌事務のうち良好な環境の創出及びこれの活用に関する政策の企画及び立案並びに推進に関する事務をつかさどる。

3 環境創造室に室長を置く。

(環境創造推進官)

第80条 水・大気環境局環境管理課環境創造室に、環境創造推進官を置く。

2 環境創造推進官は、環境管理課環境創造室の所掌事務のうち良好な環境の創出に関する政策の企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

(環境管理調整官)

第81条 水・大気環境局環境管理課に、環境管理調整官を置く。

2 環境管理調整官は、環境管理課の所掌事務のうち、環境の保全に関する基本的な政策の企画及び立案(水道水質・衛生管理室、農薬環境管理室及び有機フッ素化合物対策室の所掌に属するものを除く。)の総括並びにこれに関する国際協力並びに国際機関、国際会議及び海外との連絡に関する事項の企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

(大気環境等対策推進官)

第82条 水・大気環境局環境管理課に、大気環境等対策推進官を置く。

2 大気環境等対策推進官は、環境管理課の所掌事務のうち、大気環境基準及び騒音環境基準並びに大気の汚染、騒音、振動及び悪臭の防止に関する事項の企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

(水環境対策推進官)

第83条 水・大気環境局環境管理課に、水環境対策推進官を置く。

2 水環境対策推進官は、環境管理課の所掌事務のうち、水質環境基準及び水質の汚濁の防止に関する事項の企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

(土壌環境対策推進官)

第84条 水・大気環境局環境管理課に、土壌環境対策推進官を置く。

- 2 土壌環境対策推進官は、環境管理課の所掌事務のうち、土壌環境基準及び土壌の汚染の防止に関する事項の企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

(自動車環境戦略企画官)

第85条 水・大気環境局モビリティ環境対策課に、自動車環境戦略企画官1人を置く。

- 2 自動車環境戦略企画官は、自動車の交通に起因して生ずる大気の汚染の防止に関する事務並びにこれに関連する環境の保全の観点からの温室効果ガスの排出の抑制に関する基準等の策定及び規制等に関する事務のうち重要事項の企画及び立案並びに調整に関する事務を処理する。

(海洋プラスチック汚染対策室)

第86条 水・大気環境局海洋環境課に、海洋プラスチック汚染対策室を置く。

- 2 海洋プラスチック汚染対策室は、プラスチックによる海洋、河川及び湖沼の汚染の防止に関する基準等の策定及び規制等に関する事務をつかさどる。
- 3 海洋プラスチック汚染対策室に、室長を置く。

(海洋プラスチック汚染対策担当交渉官)

第87条 水・大気環境局海洋環境課に、海洋プラスチック汚染対策担当交渉官1人を置く。

- 2 海洋プラスチック汚染対策担当交渉官は、水・大気環境局海洋環境課の所掌事務のうち、プラスチックによる海洋環境等の汚染の防止を目的とする外国、国際機関等との調整及び交渉に関する事項に係るものに参画する。

(国民公園室)

第88条 自然環境局総務課に、国民公園室を置く。

- 2 国民公園室は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 国民公園管理事務所及び千鳥ヶ淵戦没者墓苑管理事務所の管理に関すること。
 - 二 皇居外苑、京都御苑及び新宿御苑並びに千鳥ヶ淵戦没者墓苑の活用に関すること。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、皇居外苑、京都御苑及び新宿御苑並びに千鳥ヶ淵戦没者墓苑の維持及び管理に関すること。
- 3 国民公園室に室長を置く。

(動物愛護管理室)

第89条 自然環境局総務課に、動物愛護管理室を置く。

- 2 動物愛護管理室は、人の飼養に係る動物の愛護並びに当該動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害の防止に関する事務をつかさどる。
- 3 動物愛護管理室に、室長を置く。

(動物共生企画官)

第90条 自然環境局総務課動物愛護管理室に、動物共生企画官を置く。

- 2 動物共生企画官は、動物愛護管理室の所掌事務に関する重要事項の企画

及び立案並びに調整に関する事務を処理する。

(国民公園管理事務所及び千鳥ヶ淵戦没者墓苑管理事務所の内部組織)

- 第91条 国民公園管理事務所及び千鳥ヶ淵戦没者墓苑管理事務所（以下「国民公園管理事務所等」という。）のうち、別に定める国民公園管理事務所等に、次長を置く。
- 2 次長は、所長を助け、所務を整理する。
 - 3 皇居外苑管理事務所に、北の丸分室（以下この条において「分室」という。）を置く。
 - 4 分室は、皇居外苑管理事務所の所掌事務のうち、北の丸地区内に関する事務をつかさどる。
 - 5 分室は、東京都千代田区に置く。
 - 6 分室に、分室長を置く。
 - 7 分室長は、分室の事務を掌理する。
 - 8 新宿御苑管理事務所に、総括調整官を置く。
 - 9 前項の総括調整官は、新宿御苑管理事務所の所掌事務に関する技術的な重要事項の企画及び立案並びに調整に関する事務を総括整理する。
 - 10 国民公園管理事務所等（第3項に規定する分室を含む。）に、科を置く。
 - 11 科に、科長を置く。
 - 12 前項の科長は、その科に属する職員を指揮監督し、科の事務を掌理する。
 - 13 第10項の科の定数及び名称は、別に定める。
 - 14 別に定める国民公園管理事務所等に、専門官を置く。
 - 15 前項の専門官は、所長及び次長を助け、専門的知識経験に基づく意見を述べ、又は専門的事務を処理する。
 - 16 第14項の専門官の定数及び名称は、別に定める。
 - 17 別に定める国民公園管理事務所等に、主査を置く。
 - 18 前項の主査については、第20条第2項の規定を準用する。
 - 19 主査の定数は、別に定める。

(生物多様性センターの内部組織)

- 第92条 生物多様性センターに、科を置く。
- 2 前項の科に、科長を置く。
 - 3 前項の科長については、前条第12項の規定を準用する。
 - 4 第1項の科の定数及び名称は、別に定める。
 - 5 生物多様性センターに、専門官を置く。
 - 6 前項の専門官は、生物多様性センター長を助け、専門的知識経験に基づく意見を述べ、又は専門的事務を処理する。
 - 7 第5項の専門官の定数及び名称は、別に定める。

(生物多様性国際企画官)

- 第93条 自然環境局自然環境計画課に、生物多様性国際企画官2人を置く。
- 2 生物多様性国際企画官は、生物の多様性の確保に関する国際協力、国際機関及び国際会議並びに海外との連絡に関する重要事項の企画及び立案並びに調整に関する事務を処理する。

(自然環境情報分析官)

- 第94条 自然環境局自然環境計画課に、自然環境情報分析官1人を置く。
- 2 自然環境情報分析官は、高度の専門的な知識経験に基づく自然環境保全に係る技術の情報及び社会の動向に関する情報の収集、分析並びに海洋保

全に係る情報の収集、分析を行うことにより、自然環境保全に関する基本的な政策の企画及び立案の支援を行う。

(生態系情報分析官)

第95条 自然環境局自然環境計画課に、生態系情報分析官1人を置く。

2 生態系情報分析官は、気候変動による自然生態系への影響及びその評価並びに当該影響への適応策（以下「適応策」という。）等に関する情報の収集及び分析、適応策の企画、立案及び評価の支援並びに適応策に係る普及啓発及び人材の育成に関する政策の企画及び立案の支援を行う。

(保全再生調整官)

第96条 自然環境局自然環境計画課に、保全再生調整官1人を置く。

2 保全再生調整官は、自然環境の保全、再生等に関する事項の企画及び立案並びに調整に関する事務を処理する。

(生物多様性主流化室)

第97条 自然環境局自然環境計画課に、生物多様性主流化室を置く。

2 生物多様性主流化室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 事業者、国民又はこれらの者の組織する民間の団体が行う生物の多様性の確保の取組に関すること（地域ネイチャーポジティブ推進室の所掌に属するものを除く。）。

二 生物の多様性の確保のための経済的措置に関すること。

三 遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関すること。

3 生物多様性主流化室に、室長を置く。

(地域ネイチャーポジティブ推進室)

第98条 自然環境局自然環境計画課に、地域ネイチャーポジティブ推進室を置く。

2 地域ネイチャーポジティブ推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 地域におけるネイチャーポジティブの推進に関すること。

二 自然再生の推進に関すること。

三 里地里山等の身近な自然環境の保全に関すること。

3 地域ネイチャーポジティブ推進室に、室長を置く。

(インバウンド推進室)

第99条 自然環境局国立公園課に、インバウンド推進室を置く。

2 インバウンド推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国立公園等におけるインバウンド推進に関すること（国立公園利用推進室の所掌に属するものを除く。）。

二 国立公園における利用拠点の再生、脱炭素化、利用の高付加価値化及び滞在体験の魅力向上の推進に関すること（国立公園利用推進室の所掌に属するものを除く。）。

三 国と民間団体等との連携及び協働による国立公園の適正な利用の推進に関すること。

3 インバウンド推進室に、室長を置く。

(温泉地保護利用推進室)

第100条 自然環境局自然環境整備課に、温泉地保護利用推進室を置く。

- 2 温泉地保護利用推進室は、温泉の保護及び整備並びに温泉に関する事業の振興に関する事務をつかさどる。
- 3 温泉地保護利用推進室に、室長を置く。

(整備技術管理室)

第101条 自然環境局自然環境整備課に、整備技術管理室を置く。

- 2 整備技術管理室は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 自然公園等施設整備に係る技術基準に関すること。
 - 二 自然公園等施設整備に係る工事等の入札契約方式に係る運用に関すること。
 - 三 自然公園等施設整備に係る事業用地及び損失補償に係る制度に関すること。
 - 四 前三号に掲げるもののほか、自然公園等施設整備に関する技術の開発及び普及に関する事務に関すること。
- 3 整備技術管理室に、室長を置く

(温泉制度管理技術研究官)

第102条 自然環境局自然環境整備課に、温泉制度管理技術研究官1人を置く。

- 2 温泉制度管理技術研究官は、高度の専門的な知識経験に基づく温泉の保護、温泉採取に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止及び温泉の利用の適正化に関する研究、調査、情報の収集及び分析等を行うことにより、温泉に関する基本的な政策の企画及び立案の支援を行う。

(外来生物対策室)

第103条 自然環境局野生生物課に、外来生物対策室を置く。

- 2 外来生物対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 外来生物による生態系、人の生命若しくは身体又は農林水産業に係る被害の防止に関する事務
 - 二 遺伝子組換え生物等の使用等の規制に関する事務
- 3 外来生物対策室に、室長を置く。

(鳥獣保護管理企画官)

第104条 自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室に、鳥獣保護管理企画官1人を置く。

- 2 鳥獣保護管理企画官は、鳥獣保護管理室の所掌事務に関する重要事項の企画及び立案並びに調整に関する事務を処理する。

(国際資源循環調整官)

第105条 環境再生・資源循環局総務課に、国際資源循環調整官1人を置く。

- 2 国際資源循環調整官は、総務課の所掌事務のうち、国際資源循環に関する重要事項の企画及び立案並びに調整に関する事務を処理する。

(制度企画室)

第106条 環境再生・資源循環局総務課に、制度企画室を置く。

- 2 制度企画室は、環境再生・資源循環局の所掌に係る制度の基本的な事項の企画及び立案に関する事務をつかさどる。
- 3 制度企画室に、室長を置く。

(資源循環制度企画官)

第107条 環境再生・資源循環局総務課に、資源循環制度企画官1人を置く。

2 資源循環制度企画官は、環境再生・資源循環局の所掌に係る制度の基本的な事項のうち、特定事項の企画及び立案並びに調整に関する事務を処理する。

(循環指標情報分析官)

第108条 環境再生・資源循環局総務課に、循環指標情報分析官1人を置く。

2 循環指標情報分析官は、高度の専門的な知識経験に基づく循環資源の発生、循環的な利用及び処分状況その他の循環型社会（循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）第2条第1項に規定する循環型社会をいう。以下この項において同じ。）の形成に関する情報の収集、分析等を行うことにより、環境の保全に関する基本的な政策の企画及び立案（循環型社会の形成に係るものに限る。）の支援を行う。

(循環型社会推進企画官)

第109条 環境再生・資源循環局総務課循環型社会推進室に、循環型社会推進企画官1人を置く。

2 循環型社会推進企画官は、循環型社会推進室の所掌事務に関する重要事項の企画及び立案並びに調整に関する事務を処理する。

(地域資源循環企画官)

第110条 環境再生・資源循環局資源循環課に、地域資源循環企画官1人を置く。

2 地域資源循環企画官は、地域における資源循環の推進に関する事項の企画及び立案並びに調整に関する事務を処理する。

(資源循環ビジネス推進室)

第111条 環境再生・資源循環局資源循環課に、資源循環ビジネス推進室を置く。

2 資源循環ビジネス推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 循環資源の循環的な利用の促進に関する事業者の活動の促進に関する事務

二 循環資源の循環的な利用等の観点からの環境金融の推進に係る政策の企画及び立案並びに推進に関する事務（環境経済課の所掌に属するものを除く。）

3 資源循環ビジネス推進室に、室長を置く。

(資源循環制度推進室)

第112条 環境再生・資源循環局資源循環課に、資源循環制度推進室を置く。

2 資源循環制度推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）の施行に関する事務

二 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）の施行に関する事務

三 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）の施行に関する事務

四 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号）の施行に関する事務

3 資源循環制度推進室に、室長を置く。

（容器包装・プラスチック資源循環室）

第113条 環境再生・資源循環局資源循環課に、容器包装・プラスチック資源循環室を置く。

2 容器包装・プラスチック資源循環室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）の施行に関する事務

二 プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）の施行に関する事務

3 容器包装・プラスチック資源循環室に、室長を置く。

（廃棄物適正処理推進企画官）

第114条 環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課に、廃棄物適正処理推進企画官1人を置く。

2 廃棄物適正処理企画官は、廃棄物適正処理推進課の所掌事務のうち、一般廃棄物（廃棄物処理法第2条第2項に規定する一般廃棄物をいう。）の排出の抑制及び適正な処理に関する重要事項の企画及び立案並びに調整に関する事務を処理する。

（廃棄物処理施設整備調整官）

第115条 環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課に、廃棄物処理施設整備調整官1人を置く。

2 廃棄物処理施設整備調整官は、一般廃棄物処理施設整備に係る交付金等に関する重要事項の企画及び立案並びに調整に関する事務を処理する。

（浄化槽企画官）

第116条 環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室に、浄化槽企画官1人を置く。

2 浄化槽企画官は、浄化槽の設置及び普及に関する基本的な政策の企画及び立案に関する事務を処理する。

（廃棄物規制担当参事官室）

第117条 廃棄物規制担当参事官の下に、廃棄物規制担当参事官室を置く。

2 廃棄物規制担当参事官室は、廃棄物規制担当参事官のつかさどる事務を処理する。

（産業廃棄物規制企画官）

第118条 廃棄物規制担当参事官室に、産業廃棄物規制企画官1人を置く。

2 産業廃棄物規制企画官は、産業廃棄物の排出の抑制及び適正な処理に関する基本的な政策の企画及び立案並びに調整に関する事務を処理する。

（有害廃棄物処理推進調整官）

第119条 廃棄物規制担当参事官室に、有害廃棄物処理推進調整官1人を

置く。

- 2 有害廃棄物処理推進調整官は、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物の適正な処理に関する重要事項の企画及び立案並びに調整に関する事務を処理する。

(環境再生担当参事官室)

第120条 環境再生担当参事官の下に、環境再生担当参事官室を置く。

- 2 環境再生担当参事官室は、環境再生担当参事官のつかさどる事務を処理する。

(ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室)

第121条 環境再生担当参事官の下に、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室を置く。

- 2 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室は、環境再生担当参事官のつかさどる事務のうち、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理に関するものをつかさどる。
- 3 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室に、室長を置く。

(不法投棄原状回復事業対策室)

第122条 環境再生担当参事官の下に、不法投棄原状回復事業対策室を置く。

- 2 不法投棄原状回復事業対策室は、環境再生担当参事官のつかさどる事務のうち、廃棄物の処理に伴い環境の保全上の支障が生じた場合における当該支障の除去に関するものをつかさどる。
- 3 不法投棄原状回復事業対策室に、室長を置く。

(不法投棄原状回復事業対策官)

第123条 環境再生・資源循環局不法投棄原状回復事業対策室に、不法投棄原状回復事業対策官1人を置く。

- 2 不法投棄原状回復事業対策官は、不法投棄原状回復事業対策室の所掌事務に関する重要事項の企画及び立案並びに調整に関する事務を処理する。

(災害廃棄物対策室)

第124条 環境再生担当参事官の下に、災害廃棄物対策室を置く。

- 2 災害廃棄物対策室は、環境再生担当参事官のつかさどる事務のうち、災害により生じた廃棄物の適正な処理に関するものをつかさどる。
- 3 災害廃棄物対策室に、室長を置く。

(災害廃棄物対策官)

第125条 環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室に、災害廃棄物対策官1人を置く。

- 2 災害廃棄物対策官は、災害廃棄物対策室の所掌事務に関する重要事項の企画及び立案並びに調整に関する事務を処理する。

(福島環境再生事業監理室)

第126条 環境再生担当参事官の下に、福島環境再生事業監理室を置く。

- 2 福島環境再生事業監理室は、環境再生事業担当参事官のつかさどる事務

のうち、次に掲げるものをつかさどる。

- 一 原子力災害からの環境の再生に関すること。
 - 二 中間貯蔵・環境安全事業株式会社の行う中間貯蔵・環境安全事業株式会社法第7条第1項第1号から第3号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務に関すること。
- 3 福島環境再生事業監理室に、室長を置く。

(復興再生利用・最終処分戦略担当参事官室)

- 第127条 復興再生利用・最終処分戦略担当参事官の下に、復興再生利用・最終処分戦略担当参事官室を置く。
- 2 復興再生利用・最終処分戦略担当参事官室は、復興再生利用・最終処分戦略担当参事官のつかさどる事務を処理する。

(復興再生利用・最終処分戦略推進官)

- 第128条 環境再生・資源循環局復興再生利用・最終処分戦略担当参事官室に、復興再生利用・最終処分戦略推進官1人を置く。
- 2 復興再生利用・最終処分戦略推進官は、復興再生利用・最終処分戦略担当参事官のつかさどる事務のうち、除去土壌の復興再生利用及び福島県内除去土壌等の最終処分の戦略等に係る重要事項の企画及び立案並びに調整に関する事務を処理する。

(福島再生・未来志向プロジェクト推進室)

- 第129条 復興再生利用・最終処分戦略担当参事官の下に、福島再生・未来志向プロジェクト推進室を置く。
- 2 福島再生・未来志向プロジェクト推進室は、復興再生利用・最終処分戦略担当参事官のつかさどる事務のうち、次に掲げるものをつかさどる。
- 一 除去土壌の復興再生利用及び福島県内除去土壌等の最終処分に関する施策に関し、国民の理解と協力を得ることに資する取組の推進に関するもの。
 - 二 除去土壌の復興再生利用及び福島県内除去土壌等の最終処分に関する国際協力、国際機関及び国際会議並びに海外との連絡並びに広報に関するもの。
- 3 福島再生・未来志向プロジェクト推進室に、室長を置く。

(復興再生利用・最終処分事業推進担当参事官室)

- 第130条 復興再生利用・最終処分事業推進担当参事官の下に、復興再生利用・最終処分事業推進担当参事官室を置く。
- 2 復興再生利用・最終処分事業推進担当参事官室は、復興再生利用・最終処分事業推進担当参事官のつかさどる事務を処理する。

(専門官等の事務の範囲)

- 第131条 専門官、係、科及び主査の事務の範囲は、局長、部長、総合環境政策統括官又は大臣官房秘書課長、大臣官房総務課長若しくは大臣官房会計課長(以下「部局長等」という。)が、環境大臣の承認を得て定めるものとする。
- 2 部局長等は、特に必要があると認めるときは、前項の規定によって定められた事務の範囲によらないで臨時に事務の処理をさせることができる。

(補足)

第132条 この訓令に規定するもののほか、組織の細目について必要な事項は、部局長等が環境大臣の承認を得て定めることができる。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。